

## 令和5年 北秋田市農業委員会 第4回総会

1. 開催日時 令和5年4月14日（金） 午後1時30分から

2. 開催場所 市役所本庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員（26名）

1番 若松一幸	2番 長岐正	3番 長崎成人
4番 佐藤政信	5番 成田博幸	8番 伊東誠子
13番 齊藤富美雄	14番 佐藤稔	15番 佐藤邦久
16番 木村正彦	17番 藤島喜美男	18番 堀部栄一
19番 金俊英	21番 近藤裕太	22番 檜森正
23番 土濃塚謙一郎	24番 佐藤茂延	25番 伊藤鶴一
26番 三沢博隆	28番 簾内豊	29番 中嶋力藏
30番 堀部聡	31番 佐藤篤史	34番 金田悦子
36番 長岐一志	37番 後藤久美	

4. 欠席委員（10名）

6番 澤藤匠	7番 武石修一	9番 三澤敏行
10番 杉渕光則	11番 佐藤利子	12番 宮腰文義
20番 武田響一	27番 鈴木豊	32番 松橋利彦
33番 三浦和憲		

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第1	報告第9号	会務報告
第2	報告第10号	専決処分の報告
第3	議案第9号	農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第10号	農地法第4条の規定による許可申請について
第5	議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請について
第6	議案第12号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 加藤裕久      副主幹 簾内拓也      主査 疋田憲匡

8. 議事録署名委員

3番 長崎成人      4番 佐藤政信

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今より令和5年 北秋田市農業委員会 第4回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたので報告いたします。6番 澤藤匠委員、7番 武石修一委員、9番 三澤敏行委員、10番 杉渕光則委員、11番 佐藤利子委員、12番 宮腰文義委員、20番 武田響一委員、27番 鈴木豊委員、32番 松橋利彦委員、33番 三浦和憲委員 の10名となっております。</p> <p>委員総数36名中、26名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。 3番長崎成人委員、4番佐藤政信委員にお願いいたします。</p> <p>それでは案件に入ります。「報告第9号会務報告」を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。 報告第9号 令和5年3月分会務報告です。</p>

(令和5年3月の会務を報告)

議 長

会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第10号「専決処分の報告について」事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書3ページをお開きください。

報告10号「令和5年3月分 専決処分の報告」です。

表の3月の列をご覧ください。

(2) 非農地通知が3件、(4) 相続等による権利取得の届出の受理が18件、(5) 農地所有適格法人の報告書の受理が13件、(7) 賃借・使用权の合意解約等の届出の受理が56件、合計90件の処理を実施しました。

4ページからはその内訳となります。

まず、(2) 非農地通知(農地法第2条第1項の農地に該当しない土地)です。

(受付番号1番を朗読)

以下番号3番まで、合計4筆、986㎡となります。

つづいて(4) 相続等による権利取得の届出の受理(農地法第3条の3の届出)です。

(受付番号1番を朗読)

以下10ページの受付番号18番まで、合計164筆、面積180,125.80㎡となっております。

次に、項目(5) 農地所有適格法人の報告書の受理でございます。法人の名称、受理日等は記載のとおりとなっております。

次は項目(7)の、賃借・使用权の合意解約等の届出の受理(農地法第18条第6項の合意解約ほか)です。

(受付番号1番を朗読)

以下17ページの受付番号56番まで、合計145筆、面積169,498.84㎡となります。

報告は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、(2)非農地通知について、現地を確認した委員からも説明願いたいと思います。

13番齊藤富美雄委員からお願いいたします。

齊藤委員 13番の齊藤です。

番号1番から3番を報告させていただきます。

調査日は4月7日、調査員は9番三澤敏行委員、10番杉渕光則委員、12番宮腰文義委員と私、事務局から加藤局長、疋田主査の計6名でした。

まず、1番は黒沢集落から前山側に700mほどの道沿いにありました。申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

次に、2番は上杉集落の外れにあるバイパス道の交差点のすぐ近くにありました。申請地は大きなケヤキの並木の下にあり、日照や落葉などで作物の育成に影響をうけるほか、両隣は倉庫や資材置場となっていました。さらに申請地も周辺より低く、農地として再生し継続して利用することは困難と判断しました。

次に、3番は美栄集落の住宅のすぐ裏手の法面の中にある農地でした。申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 報告第10号につきまして事務局と齊藤委員からの説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、次に進みます。

議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書18ページをお開きください。

議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年4月14日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以下受付番号4番まで、合計6筆、面積10,285㎡となります。

なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

なお、農地法第3条第2項各号については19ページをご参照ください。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

13番齊藤富美雄委員からお願いいたします。

齊藤委員

13番の齊藤です。

申請番号1番から4番を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番は資料の20ページから21ページになります。申請地は旧浦田小学校のすぐ近くにありました。申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号2番は資料の22ページから23ページになります。申請地は阿仁川橋の堤防を木戸石集落側に500m程進んだところにある、整備されたほ場の中にありました。申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号3番は資料の24ページから25ページになります。申請地は桃栄集落と上杉集落の間にある、整備されたほ場の中にありました。申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんで

した。

次に、申請番号4番は、資料の26ページから29ページになります。申請地は陸上競技場から直線距離で800mほどにある、線路をこえた先の整備されたほ場の中にありました。申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

以上、よろしくご審議願います。

議 長

議案第9号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

議案第9号について、受付番号2番を除いて、1番、3番、4番について質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

3 番

3番の長崎です。受付番号4番について小作料が年間玄米120kgというのは高いと思うが、このとおりなのですか。

事務局

申請がこの表記であり、相場からかけ離れた数字でもないので、そのまま表記しております。

議 長

ほかに質問はございませんか。

24 番

24番佐藤茂延です。受付番号4番については大きな田の一部だと思うが、将来的に周囲も借りて経営するといった計画があるのでしょうか。

事務局

申請書にそのような計画の記載はありません。

24 番

24番佐藤茂延です。同じ4番ですが、土地改良を行った場所で、所有者側が償還金や水利費を負担すると聞いています。そのために小作料が高いのだと思いますが、そのあたりも含めて説明いただけると余計な疑問を持たずに済むと思うので、よろしく願います。

事務局

申請書には記載されないことですが、できるだけ確認して説明できるようにしたいと思います。

23 番

23番土農塚です。土地改良費を貸し手と借り手のどちらが負担するか

が契約書に記されていないなら、なるべく確認してほしいと思います。

議 長 ほかに何かございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第9号中受付番号2番を除いた3件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

議案第9号中受付番号2番については、議席番号31番佐藤篤史委員の関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：31番佐藤篤史委員)

議 長 会議を再開いたします。

議案第9号中受付番号2番について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第9号中受付番号2番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：31 番佐藤篤史委員)

議長 会議を再開いたします。

次に、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題としますが、まず変更された点を事務局から説明してください。

事務局 農地法第4条と第5条の申請については、これまで県が許可するものでしたが、市に事務移譲され、4月から市が許可するものとなります。このため、議案の文言も「意見を求める」から「審議を求める」に変わっております。

議長 それでは、議案第10号について事務局の説明を求めます。

事務局 では、議案書30ページをお開きください。  
議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年4月14日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

受付はこの1件のみです。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

13番齊藤富美雄委員からお願いいたします。

齊藤委員 13番の齊藤です。

申請番号1番を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の報告と同様です。



まず、申請番号1番は資料の31ページから34ページになります。申請地は阿仁体育館に隣接するグラウンドのすぐ近くにありました。申請地は市営住宅へ転用するという事で、周辺の農地に影響はないものと見受けられました。

以上です。よろしくご審議願います。

議 長 議案第10号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

これより質疑に入ります。

議案第10号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第10号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書35ページをお開きください。  
議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年4月14日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号2番まで、合計2筆、面積620㎡となります。  
ご審議の程よろしく願います。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員さんからも説明を願いたいと思います。

議席番号 13 番齊藤富美雄委員から説明願います。

齊藤委員

1 3 番の齊藤です。

申請番号 1 番と 2 番を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号 1 番は資料の 36 ページから 39 ページになります。申請地はイオンタウンの十字路から 500m 程のところであり、整備されたほ場と太田集落の境界周辺にある田で、岩川電機の事業所に隣接している場所でした。申請地を電気工事車両の駐車場等へ転用するという事で、周辺の農地に影響はないものと見受けられました。

次に、申請番号 2 番は資料の 40 ページから 43 ページになります。

申請地は福寿寺の敷地の中で墓地に隣接する場所にありました。申請地を墓地へ転用するという事で、周辺の農地に影響はないものと見受けられました。

以上です。よろしくご審議願います。

議 長 議案第 1 1 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

質疑に入ります。

議案第 1 1 号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 1 1 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 1 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 44 ページをお開きください。

議案第 1 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 5 年 4 月 14 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

まずは所有権移転についてです。

(受付番号 1 番を朗読)

以下 47 ページの受付番号 6 番まで、合計 51 筆、面積 105,457 m<sup>2</sup>となります。

つづいて議案書 48 ページをお開きください。利用権設定になります。

(受付番号 1 番を朗読)

以下 60 ページの受付番号 34 番まで、合計 146 筆、面積 216,093 m<sup>2</sup>となります。

つづいて 61 ページから一括方式になります。

(受付番号 1 番を朗読)

以下 68 ページの受付番号 24 番まで、合計 91 筆、面積 189,542 m<sup>2</sup>となります。

以上の議案第 1 2 号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

議案第 1 2 号につきまして事務局の説明が終わりました。

議案第12号中、利用権設定の3番から9番および一括方式の16番から19番までを除いた件について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

3番 3番長崎です。一括方式の10番に、賃借料30,000円とありますが、これは正しいでしょうか。

事務局 ただいま申請書を確認したところ3,000円の誤りでした。申し訳ございません、訂正いたします。

議長 ほかにご質問等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第12号中、利用権設定の3番から9番および一括方式の16番から19番までを除いた件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

つづいて利用権設定について。受付番号3番から9番については、議席番号5番成田博幸委員との関連がありますので退席を求めます。また受付番号3番は、議席番号17番藤島喜美男委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：5番成田博幸委員、17番藤島喜美男委員)

議長 会議を再開いたします。

議案第12号中、利用権設定の受付番号3番について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第12号中、利用権設定の受付番号3番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：17番藤島喜美男委員)

議 長

会議を再開いたします。

議案第12号中、利用権設定の受付番号4番から9番について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか

( なしの声 )

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第12号中、利用権設定の受付番号3番から9番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：5番成田博幸委員)

議 長 会議を再開いたします。

議案第12号中、一括方式の受付番号16番から19番については、議席番号28番簾内豊委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：28番簾内豊委員)

議 長 会議を再開いたします。

議案第12号中、一括方式の受付番号16番から19番について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第12号中、一括方式の受付番号16番から19番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：28番簾内豊委員)

議 長 会議を再開いたします。

以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。  
これをもちまして4月の定例総会を閉会します。

